

第2章 快適な都市生活を送るために

誰しも、美しい環境の中で安心して快適に生活し、豊かな時間を過ごしたいと考えています。特に都心部には郊外とは違った地区のルールや都市環境、居住スタイルがあります。これらを良く知ること、より良い快適な都市生活を送ることができます。

そこで、都心部に居住することについて、次の4つの観点から考えてみましょう。



住みやすさ

様々なライフスタイルに対応し、安全で安心した豊かな生活を送ることが求められています。活発なコミュニティを形成するため、多様な世帯がバランスよく居住することが求められています。



景観

潤いのある美しい街並みの形成を図るため、生活空間の中で、心地よく、調和のとれた景観づくりへの継続した取組が求められています。



賑わい

都心の魅力づくりや活性化を図るため、都市の主要な構成要素のひとつであるマンションにも、賑わい空間の創出に向けた取組が求められています。



資産価値

資産価値の保全を図り、快適な居住環境を確保するため、日常の管理を適正に行うことが求められています。

第3章 豊かで魅力ある都心居住の実現

1 「住みやすさ」とは？



(1) 居住ニーズに合った住宅であること

個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化の中で、多様な居住ニーズに合った質の高い住宅や住環境が供給・整備され、必要に応じて適切に選択できるようになることが望まれます。

子育て世帯には、広い居住スペースや安全な住環境、子どもを安心して遊ばせることのできる^{*1} プレイロット、児童室（キッズルーム）や集会室等子育てに配慮したコミュニティ施設の整備が必要となります。



一般的に、マンションの高層階の居住者ほど外出が少なくなると言われています。また、子育て世帯では、外出不足が親子の過度な心理的密着を生み、子どもの自立が遅れるなど子どもの成長に影響を及ぼすとの指摘があります。プレイロット等の施設が活用されることにより、マンション内外のコミュニケーションの活性化が図られるとともに、外出の機会が増えることも期待できます。

また、マンションの購入等に当たっては、子どもの成長に応じた通学や医療機関への通院などについても、あらかじめ考慮しておく必要があります。

広島市には、都心やその周辺部で中堅所得ファミリー世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を目的として、世帯の所得に応じて民間賃貸住宅の家賃の一部を助成する「^{*2} 広島市特定優良賃貸住宅」や広島市が建設し供給している「^{*2} 特賃住宅」があります。

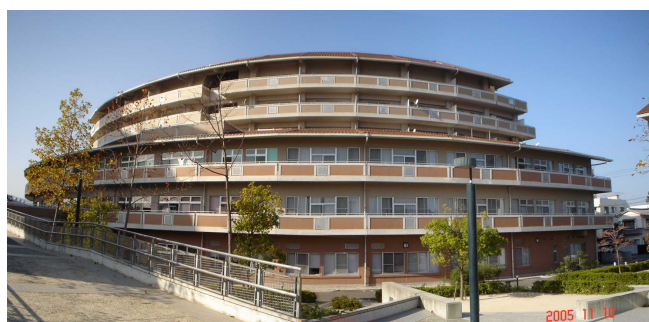
また、市営住宅の入居に際し、ひとり親世帯、多子世帯等に対して当選率を優遇する制度があります。

住宅金融支援機構では子育てファミリー向け賃貸住宅を建設する事業者を対象に融資する「子育てファミリー向け賃貸住宅融資制度」があります。



高齢者世帯には、バリアフリー化された居室や生活利便性の良い住環境が必要となります。

広島市では、高齢者の在宅生活を支援するため、高齢者福祉施設を併設した「^{*3} 高齢者向けケア付住宅(シルバーハウジング)」があります。この住宅は、高齢入居者の生活面の不安に応えるため、ライフサポートアドバイザー(生活援助員)による安否確認や生活相談等に応じるものです。



【 高齢者向けケア付住宅(中区江波西) 】

また、広島市は、高齢者の方が安心して居住できる民間賃貸住宅を「^{*4} 高齢者向け優良賃貸住宅」として認定しています。その一部の住宅について、現在、家賃の一部を補助しています。

広島県では、高齢者の方の入居を拒まない民間賃貸住宅を「^{*5} 高齢者円滑入居賃貸住宅」として、また、専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅を「高齢者専用賃貸住宅」として、それぞれ登録しており、この登録簿を広島市都市整備局住宅部住宅政策課(以下、「広島市住宅政策課」という。)や区役所建築課で閲覧することができます。

(財)高齢者住宅財団では、「高齢者円滑入居賃貸住宅」や「高齢者専用賃貸住宅」をホームページで公表しています。

最近では、それぞれの入居者のニーズに応じた快適な空間づくりのため、設計の段階から入居者同士が話し合っている「^{*6} コーポラティブハウス」複数の世帯がお互いに支え合い、安心して暮らせる住宅として居



間や台所等の生活の一部を共同利用する「^{*7} コレクティブハウス」や、一人暮らし高齢者が一緒に居住する「^{*8} グループリビング」等があります。

これらの住宅は、入居後お互いに支え合っていく上で必要なコミュニティの活性化にも有効なものとなります。

一方、マンションは多様な世帯が集まって居住するものであることから、例えば、隣の住戸や上下階の住戸との遮音対策や防犯対策、火災時の対策等についてもきちんと把握しておくことが重要です。

安心して快適に暮らすためには、入居者がマンションの住宅性能や居住環境の水準について理解した上で、自分のライフステージやライフスタイルに合わせて、希望する性能等を有する住宅を適切に選択することが重要となります。

住宅の性能については、「^{*9} 住宅の品質確保の促進等に関する法律」(以下「品確法」という。)に基づく住宅性能表示制度に、10項目の住宅性能(P25表1参照)が示されています。住宅性能が等級や数値で表示されているため、いろいろな住宅を同じ基準で比較することができます。

また、国が平成18(2003年)年9月に定めた「^{*10} 住生活基本計画(全国計画)」には、住宅の居住室の構成等を示す「基本的機能」(P25表2参照)良好な居住環境の確保のための指針となる「居住環境水準」(P25表3参照)及び世帯人数やライフスタイルに応じた住宅の面積の目安となる「居住面積水準」(P26表4参照)が示されていますので参考にしてください。

【問合わせ先】

内 容	問合わせ先	電話番号等
住情報の提供に関する こと		
広島市特定優良賃貸住宅 制度に関すること	広島市都市整備局 住宅部住宅政策課	504-2292
広島市高齢者向け優良賃 貸住宅制度に関すること		
高齢者円滑入居賃貸住宅 の登録及び閲覧制度に関 すること	広島市都市整備局 住宅部住宅政策課 広島県都市局 住宅課 (財)高齢者住宅財団	504-2292 513-4166 03-3206-6437 http://www.koujuzai.or.jp

内 容	問い合わせ先	電話番号等
市営住宅の入居抽選当選率の優遇制度に関する こと	広島市都市整備局 住宅部住宅政策課 管理係	504-2293
広島市特賃住宅に関する こと		
シルバーハウジングに関 すること	広島市教育委員会 施設課計画係	504-2479
広島市内の小・中学校の 通学区域に関すること		
住宅性能表示制度に関す ること	広島市都市整備局 住宅部住宅政策課	504-2292
「住宅の品質確保の促進 等に関する法律」に関す ること	(財) 住宅保証機構	http://www.how.or.jp
	(社) 広島県建築士会	244-6830 http://www.k-hir-oshima.or.jp
ファミリー賃貸住宅融資 制度に関すること	住宅金融支援機構 中国支店	0570-0860-35

(2) ^{*11} バリアフリーや^{*12} ユニバーサルデザインに対応していること

広島市において持家の共同住宅は、居住者の5割^(注1)を超える人たちが住み続けたいという意向を持っており、「終の棲家」として定着し始めています。高齢化社会において、誰もが快適に不自由なく生活できる住宅や住環境が整備されていることが望まれます。

(注1) 平成15年(2003年)住宅・土地統計調査より

厚生労働省の平成15年(2003年)人口動態統計によると、住宅内の事故死者のうち約7割が65歳以上の高齢者となっています。

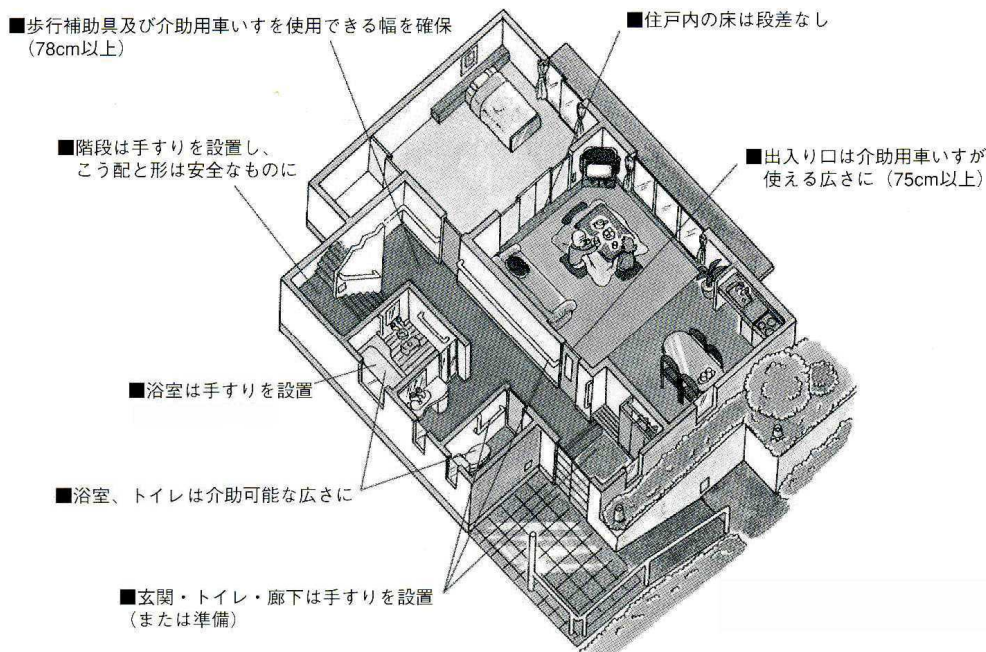
また、平成15年(2003年)の住宅・土地統計調査によると、手すりの設置や段差の解消等、何らかの高齢者等のための整備が行われている住宅は全体の約37%となっています。

これからの住まいは、高齢になっても、身体に障害が生じても、基本的にそのまま安心して住み続けることができるよう、住宅内や敷地内の段差等の物理的障害をなくするためのバリアフリー対応に取り組む必要があります。



ユニバーサルデザインとは、バリアフリーの考え方を発展させたもので、すべての人ができる限り使いやすいデザインを考えていこうとするものです。

これらを実現させるために、「^{*13} 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「^{*14} 広島県福祉のまちづくり条例」や「広島市公共施設福祉環境整備要綱」が制定され、設計に関する基準が示されています。



【 バリアフリー住宅 】



広島市では、介護保険の住宅改修費支給制度の補完として、高齢者が居住する住宅を改造するために必要な費用について補助する「広島市高齢者住宅改造費補助」、市内に居住し一定の要件に該当する障害者の方が居住する住宅を改造するために必要な費用について補助する「広島市障害者住宅改造費補助」や低利で貸付けを行う「広島市障害者住宅整備資金貸付」の制度があります。



マンションのリフォームを考えている方が、工事を依頼しようとする事業者を確認したり、相談できる事業者を選ぶ時に参考にいただける住宅リフォーム支援者名簿（編集・発行：（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター）があり、広島市住宅政策課において閲覧することができます。

また、広島市住宅政策課では、住宅のバリアフリー化やリフォーム等について、建築士による住宅相談（無料）を毎月開催していますのでご利用ください。住宅リフォームに関する情報ネットとして「リフォネット」があります。この小冊子を広島市住宅政策課等で配布しています。

なお、マンションでリフォームを行う場合には、管理規約上の制限を伴うことがありますので注意が必要です。



【 リフォームされた浴室 】

【 問い合わせ先 】

内 容	問い合わせ先	電話番号等
ユニバーサルデザインに関すること	広島市都市整備局 都市計画課 都市デザイン係	504-2277
広島市公共施設福祉環境整備要綱に関すること	広島市健康福祉局 健康福祉企画課	504-2144

内 容	問い合わせ先	電話番号等
広島市高齢者住宅改造費補助に関すること	広島市健康福祉局 高齢福祉部高齢福祉課	504-2145
広島市障害者住宅改造費補助に関すること	広島市健康福祉局 障害福祉部障害福祉課	504-2147
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関すること	広島市都市整備局 指導部建築指導課 第二指導係	504-2287
「広島県福祉のまちづくり条例」に関すること	広島県都市局 建築課	513-4183
	広島県健康福祉局 社会福祉部 障害者支援課	513-3161
住情報の提供に関すること	広島市都市整備局 住宅部住宅政策課	504-2292
住宅相談（リフォームなど）に関すること		
リフォーム相談に関すること	広島県 建築士事務所協会	221-0600
	広島県 建築センター協会	232-6286
	（社）日本建築家協会 中国支部	222-8810 http://www16.ocn.ne.jp
住宅リフォーム支援者名簿に関すること	（財）住宅リフォーム・ 紛争処理支援センター	03-3261-4567
リフォネットに関すること		http://www.chord.or.jp

(3) 耐震性能が確保されていること

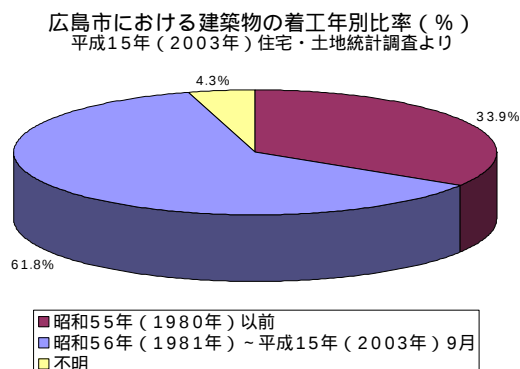
昭和56年（1981年）5月以前の古い耐震基準で設計された建築物は、現行の^{*15}建築基準法の耐震基準に適合していない可能性があるため、すみやかに耐震診断を行い、その診断結果に基づき必要な耐震補強を行うことが望まれます。

近年のわが国の地震の発生状況をみると、大地震はいつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。

地震による人的・経済的被害を軽減するためには、建築物1棟ずつの耐震性能が確保されているとともに、居住者一人ひとりが自分の財産や家族の生命を守るという意識、賃貸マンションの管理者には他人の生命・財産を預かっているという意識が重要です。



昭和 56 年（1981 年）6 月から新しい耐震基準が施行されましたが、平成 15 年（2003 年）の住宅・土地統計調査によると、広島市における昭和 55 年（1980 年）以前に建設された住宅の割合は、全住宅の約 34%となっています。（全国平均約 38%）



建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）には、^{*16} 特定建築物（賃貸の共同住宅等）の所有者は、建築物が現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保するよう耐震診断や耐震改修に努めることが定められています。平成 17 年（2005 年）11 月には耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の促進（平成 27 年度（2015 年度）までに住宅の耐震化率 9 割を目標）や建築物の所有者等に対する指導等の強化等について定められました。

広島市では、住宅政策課、建築指導課及び区役所建築課で、住宅の耐震診断等について相談を行っていますのでご利用ください。

また、住宅政策課では、平成 18 年度（2006 年度）から、一定の条件を満たす住宅の耐震診断費用の一部を補助する制度を始めるとともに、耐震診断を行う資格者についてもホームページ等で公表しています。

ご自分のマンションの耐震性を確認される場合は、（財）マンション管理センターがホームページでチェックフロー図等を公表していますので参考にしてください。



（財）日本建築防災協会では、建築物所有者・管理者の耐震診断・耐震改修の一層の促進を図るため、既存建築物の耐震診断、耐震改修設計業務を行う建築士事務所をホームページで公表しています。

【問合わせ先】

内 容	問合わせ先	電話番号等
建築物の耐震設計・耐震診断・耐震改修に関する こと 「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」に関する こと	広島市都市整備局 指導部建築指導課 第二指導係	504-2288
住宅相談に関する こと（簡易耐震診断、リフォーム等） 住宅耐震診断費補助事業 に関する こと	広島市都市整備局 住宅部住宅政策課	504-2292
耐震診断の相談（防災週間）に関する こと	区建築課	P30 参照
マンションの耐震性に関する こと	（財）マンション管理センター大阪支部	06-4706-7560 http://www.mankan.or.jp
既存建築物の耐震診断、耐震改修の設計を行う建築士事務所に関する こと	（財）日本建築防災協会・耐震改修支援センター	http://www.ke-nchiku-bosai.or.jp

(4) 健康対策がなされていること

健康で快適に生活できる住まいづくりのために、室内は^{*17}シックハウス対策、結露対策等が施されていることが重要です。

【シックハウス対策】

近年、住宅の内装や家具等から発生する化学物質等による健康への影響（シックハウス症候群）が問題となっています。このため、平成 15 年（2003 年）7 月から建築基準法でホルムアルデヒド等の化学物質を含む建材等の使用が制限されるとともに、居室への換気設備の設置が義務付けられています。

住宅リフォーム推進協議会では、リフォームのシックハウス読本等シックハウスに関する情報をホームページで公表しています。



【結露対策】

住宅内においては、結露等の水分から、カビ等の菌が繁殖しやすくなります。壁や窓の結露は、温度の高い空気中に含まれる水蒸気が、外気に接している窓ガラス等の冷えた部分で冷却され、気体のままでは留まっていられなくなって発生するものです。

結露対策は、このような結露のしくみを理解し、室内の換気を適切に行うことや住宅の断熱性を高めることが重要になります。

近年では、結露が起こりにくい外断熱工法等が開発されています。外断熱工法は、外壁の外周部を断熱材で覆う工法で、室外の気温が下がった場合も外壁自体の温度がそれほど下がらないため、壁の温度変化が少なく室内温度は安定し結露が起こりにくくなります。



【 外断熱工法の工事状況（南区字品東） 】

【^{*18} アスベスト対策】

平成 17 年(2005 年)6 月末の新聞記事を契機に、アスベストによる健康被害が大きな社会問題となっています。空気中に浮遊したアスベスト繊維を吸引すると健康への影響が生じるといわれています。建築物の耐火被膜材等に使用されている吹付けアスベストは、損傷や劣化により、その粉じんを飛散させるおそれがある時は、除去、封じ込め、囲い込み等の適切な措置を講じなければなりません。

広島市や広島県では、アスベストに関する相談窓口を設けるとともに、アスベストに関する情報をホームページで公表しています。



【問合わせ先】

内 容	問合わせ先	電話番号等
アスベストに係る健康に関すること	広島市健康福祉局 保健部保健医療課 区健康長寿課	504-2622 P30 参照
アスベストに係る環境汚染、住環境、除去工事等の全般的な事項に関すること	広島市環境局 エネルギー・温暖化対策部環境保全課 大気騒音係	504-2187
アスベスト除去工事等で発生するアスベスト廃棄物の処理に関すること	広島市環境局 業務部産業廃棄物指導課	504-2225
アスベストを使用した建築物の解体工事等に関すること	広島市都市整備局 指導部建築指導課 第二指導係 区建築課	504-2288 P30 参照
「リフォームのシックハウス読本」等シックハウスに関すること	住宅リフォーム推進協議会	http://www.j-reform.com
外断熱に関すること	外断熱フォーラム	http://www.sotodan.com

(5) 防犯対策がなされていること

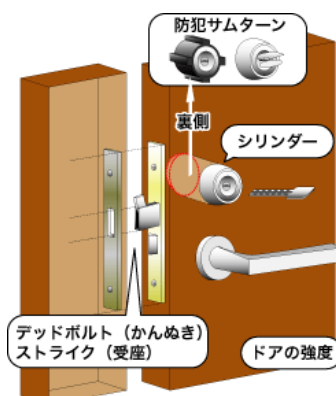
居住者が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪の起こりにくいマンションの整備が重要です。

広島市では、「広島市安全なまちづくり推進条例」に基づき、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 18 年(2006 年)12 月に「広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」を策定しています。

マンションの新築や改修時には、住宅への侵入や敷地内で発生する犯罪を防止するため、必要な防犯対策を計画し、将来にわたり安全で安心して住み続けられる防犯性に優れた住宅とすることが重要です。マンションにおける防犯対策は、ハード面の整備とソフト面の取組の両輪による対策が必要です。

【ハード面の整備】

共用部分の設備として、防犯カメラの設置、エントランスのオートロック化、窓付きエレベーターの整備等があります。専用部分に関わる



ものとしては、玄関ドアの対策（防犯性の高い鍵への交換、二重錠等）窓ガラスの対策（^{*19}合わせガラス、面格子等）^{*20}ホームセキュリティシステムの導入等があります。既にマンションにお住まいの方も、どんな改善の余地があるのか点検することが大切です。

ハード面の整備に際しては、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例に基づき広島県が作成した「^{*21}防犯指針」や警察庁や国土交通省等で構成する合同会議から公表されている「防犯性能の高い建物部品の目録（CPマーク）」が参考になります。

また、平成18年（2006年）4月から住宅性能表示制度において、新たに「防犯（開口部の侵入防止対策）」の項目が追加されました。

（社）広島県防犯連合会では、犯罪に遭いにくい構造・設備の基準を満たしていると認められるマンションを「防犯モデルマンション」と



【防犯モデルマンション】

して登録して、防犯意識の高揚と犯罪防止を推進しています。

【ソフト面の取組】

防犯対策には、良好なコミュニティの形成も重要な要素となります。居住者の交流を図り、相互の情報交換が活発に行われることで、不審者を発見しやすく、また、犯罪を行おうとする者が近寄りにくい環境を形成することとなります。

具体的には、あいさつ運動、掲示板等による犯罪情報の周知、地域住民との共同防犯パトロール等、地域ぐるみでの防犯対策の取組が効果的です。

【問い合わせ先】

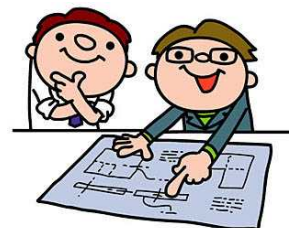
内 容	問い合わせ先	電話番号等
「広島市安全なまちづくり推進条例」、「広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」に関すること	広島市市民局 市民安全推進課	504-2714

内 容	問い合わせ先	電話番号等
「「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例」に関すること	広島県警察本部 生活安全部 生活安全企画課	228-0110 http://www.police.pref.hiroshima.jp
防犯指針に関すること		
防犯性能の高い建物部品の目録に関すること	（財）全国防犯協会連合会	03-3239-0257 http://www.bohan.or.jp/
防犯モデルマンションに関すること	（社）広島県防犯連合会	221-0642 http://www.enjoy.ne.jp/~bouhan
住宅の防犯機器に関する相談に関すること	NPO法人 広島県生活安全防犯協会	245-7110
防犯マンションの設計基準に関すること	NPO法人 広島県マンション協会	545-1151 http://www.npo-hmkip

(6) 建設にあたり、近隣住民との話し合いがなされていること

私たちは、共同社会の中で生活しています。そのため、お互いに何らかの影響を常に与え合うことになります。地域ごとに定めてある建築物の建設に関する制限や地区の特性を理解し、快適な都市生活を営むことが望まれます。

土地の合理的な利用を図るため^{*22}都市計画法に基づき、地域ごとの用途地域や建築物の規模を制限する容積率等を定めています。



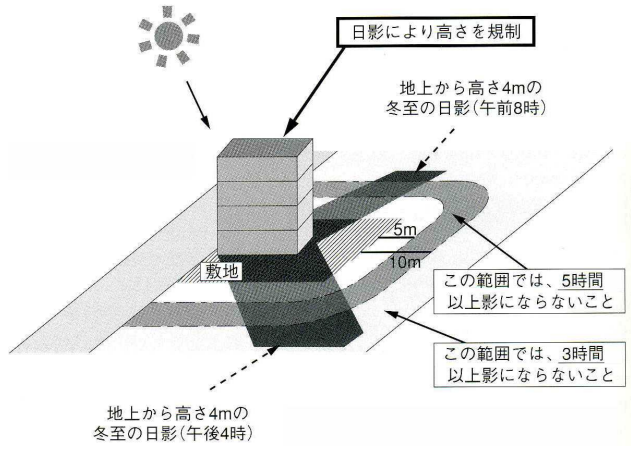
また、建築基準法は、建築物の個々の安全性や居住性を一定レベル以上に保つことを目的とする法律で、都市における安全で合理的な秩序を確保するための規定が定められています。

例えば、建築物の高さに関する規制としては、都市計画法に定める容積率や地区計画に定める高さ制限、建築基準法に定める道路斜線や日影規制（建築物が隣地におとす影の時間制限）があります。なかでも、建築物の日影について、夏と冬では太陽の高さが異なり、冬の日影の長さの方が長くなるので注意が必要です。

建築物は、これら都市計画法や建築基準法等に基づき、地域の各種の制限に適合して建設されることになります。

マンションを購入しようとする方は、建設される敷地の用途地域による土地利用制限、建築物の高さの制限及び日影規制等を事前に調査するとともに、敷地の周辺に駐車場等の低・未利用地がある場合は、将来、建築物が建設される可能性があることも考慮しておくことが重要となります。

【第二種住居地域の場合】



【 中高層建築物の日影規制の例 】

一方、建築物を新たに建設される方は、事前に近隣の方に対しこれらの制限等に係る計画の内容について十分に説明を行い、建築紛争を未然に防ぐことが重要です。

また、地区の居住環境を良好なものとするため、一定の地区を定め、法律で規定する制限に加えて、用途の制限や壁面後退の制限等のきめ細かな制限を、皆さんで考えて定めることができる^{*23} 地区計画制度や^{*24} 建築協定制度及び緑化等について定めることができる^{*25} 緑地協定制度があります。これらの制度を活用して良好な居住環境を形成・維持していくことができます。

広島市では、「広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例」(以下「中高層条例」という。)や「広島市共同住宅型建築物に関する指導要綱」を定め、建築主や設計者による近隣住民の方への事前説明を通じ、建設前の話し



合いによる紛争の未然防止に取り組んでいます。
また、「中高層条例」に関して「住みよいまち、お互いの話し合いから～建築紛争の防止と解決に向けて～」を作成し、ホームページで公表していますので、参考にしてください。

【問合わせ先】

内 容	問合わせ先	電話番号等
都市計画法に関すること 地区計画制度に関すること	広島市都市整備局 都市計画課都市計画係	504-2268
建築基準法に関すること	広島市都市整備局 指導部建築指導課 第一指導係	504-2287
建築協定に関すること	区建築課	P30 参照
緑地協定制度に関すること	広島市都市整備局 緑化推進部緑政課 緑の施策係	504-2396
「広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例」に関すること	広島市都市整備局 指導部建築指導課 第二指導係	504-2288
広島市中高層条例に係る紛争対応に関すること	区建築課	P30 参照
「広島市共同住宅型建築物に関する指導要綱」に関すること		

(7) 良好なコミュニティが形成されること

マンション内にコミュニティ活動を行う場を積極的に整備することにより、居住者間や地域住民との交流を盛んにし、相互理解が図れるような良好なコミュニティが形成されることが望めます。

日常的なトラブルの未然防止やマンションの大規模修繕工事等維持管理の円滑な実施など、安心して快適な生活を送るためには、コミュニティの形成が重要となります。



【 オープンスペース(中区千田町) 】

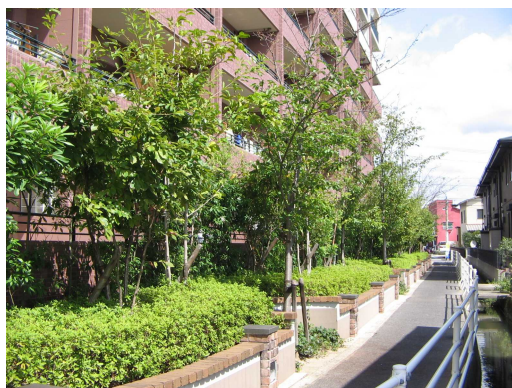


コミュニティの形成を促すためには、居住者の憩いや語らいの場として、マンションの一部に集会所、屋外広場等のオープンスペースや樹木や草花の植栽スペースを整備することが有効です。

一方、入居後のコミュニティの形成に大きく寄与する「コーポラティブハウス」や「コレクティブハウス」といった参加型の住宅建設の手法もあります。

また、バランスの良いコミュニティを形成し、地域活動を活性化させるためにも、多様な世帯の居住（コミュニティ・ミックス）ができるような住戸を計画することが望めます。

広島市では、平成 17 年（2005 年）2 月に策定した「ひろしま都心ビジョン」の中で、「住みよい都心づくり」を基本方向の一つに定め、多様な世帯の生活様式に対応した居住の推進を図ることとしています。



【 マンションの緑化（安佐南区中筋） 】

【問合わせ先】

内 容	問合わせ先	電話番号等
コミュニティの振興に関すること	広島市市民局 市民活動推進課	504-2131
「ひろしま都心ビジョン」に関すること	広島市都市活性化局 都市活性推進課	504-2010

2 良好な「景観」の形成とは？



(1) 美しい都市景観が形成されていること

居住者、地域住民や事業者は、その地域において良好な環境や景観を形成・維持し、尊重し合い、都市の資産としていくことが望めます。建築物の建設にあたっては、地域の環境や景観に相応しいものとなるよう、その周辺の建築物のデザイン、色彩等との調和を図ることが求められます。

広島市では、都市美の観点に立った都市づくりを推進するため、昭和 56 年（1981 年）に策定した「広島市都市美計画」に従い、「建築物等景観形成協議制度（都市美協議）」、「平和大通り沿道



建築物等美観形成要綱」、「リバーフ

ロント建築物等美観形成協議制度」、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」、「西風新都アーバンデザイン推進要綱」といった景観協議制度を設けており、建築物等の美観向上に取り組んでいます。

また、平成 16 年（2004 年）3 月には、21 世紀の新たな風景づくりのマスタープランとして「広島市の魅力ある風景づくり基本計画」を策定しました。



【 リバーフロントのマンション（中区上櫛町） 】